

大分県きのこ生産資材高騰対策事業費補助金交付要綱

令和6年3月7日林産第998-1号伺定

(趣 旨)

第1条 知事は、きのこ生産体制の維持・確保を図りつつ、海外に依存する燃油や資材の価格高騰や供給難の影響を受けにくい経営構造に向けた体質強化を図るため、大分県きのこ生産資材高騰対策事業実施要領（令和6年3月7日林産第997-1号伺定。以下「実施要領」という。）に基づき、事業実施主体が事業を実施するのに要する経費について、予算の定めるところにより補助金を交付するものとし、その交付については、大分県補助金等交付規則（昭和43年大分県規則第27号以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

(補助対象事業及び経費並びに補助率)

第2条 前条の補助金の交付の対象となる事業及び経費並びに補助率は、別表1に定めるとおりとする。なお、本要綱に定めるほか、次に掲げる国庫事業の要綱要領（以下「国要綱要領等」という。）に定められたものとする。

- ・ 林業・木材産業国際競争力強化総合対策等地方公共団体事業費補助金交付等要綱（令和4年12月2日付け4林整計第428号農林水産事務次官依命通知）
- ・ きのこの生産資材導入支援実施要領（令和4年12月23日付け4林政経第827号-1林野庁長官通知）

(補助金の交付申請)

第3条 規則第3条第1項の規定による申請は、補助金交付申請書（第1号様式）によるものとし、次に掲げる書類を添付し、知事が別に定める期日までに知事に提出しなければならない。

- (1) 誓約書（別紙1）
- (2) その他知事が必要と認める書類

2 規則第3条第3項の規定により、申請書若しくは添付書類に記載すべき事項のうち、省略することのできるものは、同条第2項第1号から第3号まで及び第6号に掲げる事項とする。

(補助条件)

第4条 規則第5条の規定による補助条件は、次の各号に掲げる事項とする。

- (1) 補助事業の内容、経費の配分又は事業計画について変更（知事の定める軽微な変更を除く。）をする場合は、変更承認申請書（第2号様式）に必要な書類を添えて知事に提出し、その承認を受けること。
- (2) 補助事業を中止し、又は廃止しようとする場合は、中止（廃止）承認申請書（第3号様式）を知事に提出し、その承認を受けること。
- (3) 補助事業が予定の期日までに完了しない場合、又は事業の遂行が困難となった場合

は、速やかにその理由及び事業の遂行状況を記載した書類を知事に提出して、その指示を受けること。

- (4) この補助金に係る収入及び支出を明らかにした預金通帳、金銭（預金）出納簿等の帳簿及び契約書、領収書等の証拠書類は、補助事業が完了した日の属する年度の翌年度から起算して5年間整備保管すること。
- (5) 事業実施主体は、暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団（同法第2条第2号に規定する暴力団をいう。）若しくは暴力団員と密接な関係を有する者であってはならないこと。
- (6) その他この補助金については、規則、実施要領、国要綱要領等及びこの要綱の定めに従うこと。

2 規則第5条第1項第1号の規定により、知事の承認を要しない軽微な変更の範囲は、補助金の額に変更を及ぼさない変更で次のとおりとする。

- (1) 補助金の交付目的に反しない事業内容の変更（事業量の30パーセント以内の減少、場所・構造・規模・工法・機械種類・研修科目の変更以外の変更等）
- (2) 補助対象経費の30パーセント以内の増減

（補助金交付決定通知）

第5条 規則第6条の規定による通知は、補助金交付決定通知書（第4号様式）により行うものとする。

2 知事が前条第1項第1号の規定による変更の承認をしたことにより、補助金の額に変更が生じた場合は、補助金交付変更決定通知書（第4号様式）により、補助金の額に変更のない場合は、補助金変更承認通知書（第5号様式）により通知するものとする。

（申請の取り下げのできる期間）

第6条 規則第7条第1項の規定により、申請の取り下げのできる期間は、交付決定の通知を受けた日から15日を経過した日までとする。

（実績報告）

第7条 規則第12条の規定による実績報告は、実績報告書（第6号様式）によるものとし、次に掲げる書類を添付し、事業の完了若しくは廃止の承認を受けた日から起算して30日を経過した日又は補助金の交付決定のあった年度の3月31日のいずれか早い期日までに知事に提出しなければならない。

- (1) その他知事が必要と認める書類

（事業の完了確認検査）

第8条 知事は、事業実施主体から補助事業の実績報告書の提出があった場合は、完了確認検査を実施し、完了確認検査調書を作成しなければならない。

2 知事は前項の規定により補助事業実績報告書を受領したときは、当該事業の成果が

補助金交付決定の内容及びこれに付した条件との適合について、完了確認検査を行うものとする。

(補助金の交付方法)

第9条 補助金は、精算払の方法により交付するものとする。ただし、知事が必要と認めた場合には、概算払の方法により交付することができるものとする。

2 補助金の交付決定の通知を受けた者が、補助金の交付の請求をしようとするときは、補助金交付請求書（第7号様式）を知事に提出しなければならない。

(補助金の額の確定通知)

第10条 規則第13条の規定による通知は、補助金の額の確定通知書(第8号様式)により行うものとする。

(書類の経由等)

第11条 規則及びこの要綱の規定により知事に提出する書類は、市町村等の所在地を所管する県振興局長を経由するものとし、その提出部数は2部とする。

ただし、補助金の申請額が300万円未満のものについては1部提出とする。

(雑 則)

第12条

この要綱に定めるもののほか必要な事項は別に定める。

附 則

1 この要綱は、令和5年度の予算に係る大分県きのこ生産資材高騰対策事業費補助金から適用する。

2 補助金交付決定額が300万円未満の補助金の交付について、振興局長に補助金交付事務の権限が委任されたものにあつては、様式中の「知事」を「振興局長」に読み替えるものとする。

別表 1

事業内容	補助対象経費	補助率												
生産資材 高騰対策	きのこの次期生産に必要な生産資材の導入に要する経費	<p style="text-align: center;">定額</p> <p style="text-align: center;">(補助金の額=定額の支援単価×次期生産量)</p> <p>※補助金の額は、下表で定める定額の支援単価に事業実施主体の次期生産量を乗じて算出するものとする。</p> <table border="1" data-bbox="758 694 1295 1016"> <thead> <tr> <th>品目</th> <th>支援単価 (円/kg)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>乾しいたけ(原木)</td> <td>13.1</td> </tr> <tr> <td>生しいたけ(原木)</td> <td>5.0</td> </tr> <tr> <td>生しいたけ(菌床製造)</td> <td>9.1</td> </tr> <tr> <td>生しいたけ(菌床購入)</td> <td>10.0</td> </tr> <tr> <td>えのきたけ(菌床購入)</td> <td>1.3</td> </tr> </tbody> </table> <p>※ただし、1事業実施主体あたりの補助金額の上限は500万円とする。</p>	品目	支援単価 (円/kg)	乾しいたけ(原木)	13.1	生しいたけ(原木)	5.0	生しいたけ(菌床製造)	9.1	生しいたけ(菌床購入)	10.0	えのきたけ(菌床購入)	1.3
品目	支援単価 (円/kg)													
乾しいたけ(原木)	13.1													
生しいたけ(原木)	5.0													
生しいたけ(菌床製造)	9.1													
生しいたけ(菌床購入)	10.0													
えのきたけ(菌床購入)	1.3													

第1号様式（第3条関係）

年度大分県きのこ生産資材高騰対策事業費補助金交付申請書

第 年 月 号
日

大分県知事 殿

（申請者）住所
氏名

（申請者が個人以外の場合、以下を記載）

担当者：

電話番号：

年度において、下記のとおり、大分県きのこ生産資材高騰対策事業を実施したいので、補助金 円を交付されるよう、大分県きのこ生産資材高騰対策事業費補助金交付要綱第3条の規定により、関係書類を添えて申請します。

記

1. 事業の目的

2. 事業の内容及び計画

品目	定額の 支援単価 A (円/kg)	次期生産量の査定				補助金額 A*(DまたはE) F (円)
		前年生産量	平均生産量	次期生産量	次期生産量(補正)	
		(R5年次又はR5年度) B (kg)	(R2～4過去3ヶ年平均) C (kg)	<一品目の場合> B又はCの いずれか低い量 D (kg)	<複数品目生産 しており、計B①> 計C②の場合> 品目毎B×②/① E (kg)	
			平均			
		年度	R5	年度	R2 R3 R4	
			平均			
		年度		年度		
合計		①		②		

(上限:500万円)

3. 経費の配分及び負担区分

総事業費	補助対象 事業費 ①+②	負担区分	
		県費補助金 ①	その他 ②
円	円	円	円

4. 収支予算書

(1) 収入の部

区分	予算額 円	備考
県補助金		
その他		
合計		

(2) 支出の部

区分	予算額 円	備考
合計		

5. 振込先

金融機関名・支店名

口座種別

ふりがな

口座名義

口座番号

6. 添付書類

(1) 誓約書 (別紙1)

(2) その他知事が必要と認める書類

誓約書

私は、下記の事項について誓約します。
なお、県が必要な場合には、大分県警察本部に照会することについて承諾します。
また、照会された情報は、今後、私が、大分県と行う他の契約における確認に利用することに同意します。

記

- 1 自己又は自己の役員等は、次の各号のいずれにも該当しません。
 - (1) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
 - (2) 暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
 - (3) 暴力団員が役員となっている事業者
 - (4) 暴力団であることを知りながら、その者を雇用・使用している者
 - (5) 暴力団であることを知りながら、その者と下請契約又は資材、原材料の購入契約等を締結している者
 - (6) 暴力団又は暴力団員に経済上の利益又は便宜を供与している者
 - (7) 暴力団又は暴力団員と社会通念上ふさわしくない交際を有するなど社会的に非難される関係を有している者
 - (8) 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを利用している者
- 2 1 (1)～(8)までに掲げる者が、その経営に実質的に関与している法人その他の団体又は個人ではありません。
- 3 補助金交付決定時に付された条件を遵守し、森林関係法令の違反等不適切な行為を行いません。

年 月 日

大分県知事 殿

[法人、団体にあつては事務所所在地]

住 所

(ふりがな)

氏 名

生年月日 (昭和・平成) 年 月 日

※間接補助事業の場合、宛名等を「大分県知事」から「補助事業者の長（市町村長等）」とし、補助事業者はその写しを県に提出する。

※県では、大分県暴力団排除条例に基づき、行政事務全般から暴力団を排除するため、申請者に暴力団でない旨の誓約をお願いしています。

第2号様式（第4条関係）

年度大分県きのこ生産資材高騰対策事業変更承認申請書

第 号
年 月 日

大分県知事 殿

（申請者）住所
氏名

（申請者が個人以外の場合、以下を記載）
担当者：
電話番号：

年 月 日付け 第 号で交付決定通知のあった 年度大分県きのこ生産資材高騰対策事業について、下記のとおり変更したいので承認されるよう、大分県きのこ生産資材高騰対策事業費補助金交付要綱第4条第1項第1号の規定により申請します。

記

1. 変更の理由

（注）

- 1 記の記載様式は、様式第1号（3条関係）に準ずるものとする。
添付書類については交付申請書に添付したものから変更があったもの限り添付すること。
- 2 変更前と変更後が比較対照できるよう、変更部分を二段書きとし、変更前をカッコ書きで上段に記載すること。

第3号様式（第4条関係）

年度大分県きこの生産資材高騰対策事業中止（廃止）承認申請書

第 号
年 月 日

大分県知事

殿

（申請者）住所

氏名

（申請者が個人以外の場合、以下を記載）

担当者：

電話番号：

年 月 日付け 第 号で交付決定通知のあった 年度大分県きこの生産資材高騰対策事業について、下記のとおり中止（廃止）したいので承認されるよう、大分県きこの生産資材高騰対策事業費補助金交付要綱第4条第1項第2号の規定により申請します。

記

- 1 中止（廃止）の理由
- 2 中止の期間（又は廃止の期日）
- 3 中止（廃止）後の措置

第4号様式（第5条関係）

年度大分県きこの生産資材高騰対策事業費補助金交付決定通知書

第 号
年 月 日

殿

大分県知事

年 月 日付け 第 号で交付申請のあった 年度大分県きこの生産資材高騰対策事業費補助金については、下記のとおり交付することに決定したので、大分県きこの生産資材高騰対策事業費補助金交付要綱第5条の規定により通知します。

記

- | | | |
|-------------|-------------|---|
| 1 補助対象経費 | 金 | 円 |
| 2 補助金の交付決定額 | 金 | 円 |
| 3 補助条件 | 要綱第4条の規定による | |

(備考)

要綱第4条第1項第1号の規定による補助事業変更承認申請書(第3号様式)に基づき変更交付決定をする場合は、この様式中「交付決定通知書」を「変更交付決定通知書」に、「交付申請」を「変更承認申請」に、「交付」を「変更交付」にそれぞれ読み替えるものとし、記の1及び2については、変更前をカッコ書きで上段に記載すること。

第5号様式（第5条関係）

年度大分県きこの生産資材高騰対策事業変更承認通知書

第 号
年 月 日

殿

大分県知事

年 月 日付け 第 号で申請のあった 年度大分県きこの生産資材高騰対策事業の事業内容及び経費の配分の変更については、申請のとおり承認したので、大分県きこの生産資材高騰対策事業費補助金交付要綱第5条の規定により通知します。

（備考）

要綱第4条第1項第1号の規定による補助事業変更承認申請書（第3号様式）に基づき、補助金額に変更のない事業内容等の変更を承認する場合の承認通知とする。

第6号様式（第7条関係）

年度大分県きのこ生産資材高騰対策事業実績報告書

第 年 月 日

大分県知事 殿

（申請者）住所
氏名

（申請者が個人以外の場合、以下を記載）

担当者：

電話番号：

年 月 日付け 第 号で交付決定通知のあった 年度大分県きのこ生産資材高騰対策事業について、下記のとおり実施したので、大分県きのこ生産資材高騰対策事業費補助金交付要綱第7条の規定により、その実績を関係書類を添えて報告します。

記

1. 事業の内容及び実績

品目	定額の 支援単価 A (円/kg)	次期生産量の査定				補助金額 A*(DまたはE) F (円)
		前年生産量 (R5年次又はR5年度) B (kg)	平均生産量 (R2~4過去3ヶ年平均) C (kg)	次期生産量 <一品目の場合> B又はCの いずれか低い量 D (kg)	次期生産量(補正) <複数品目生産 しており、計B①> 計C②の場合> 品目毎B×②/① E (kg)	
		平均				
		年度	R5	年度	R2	
					R3	
					R4	
		平均				
		年度		年度		
合計		①		②		

(上限:500万円)

2. 経費の配分及び負担区分

総事業費	補助対象 事業費 ①+②	負担区分	
		県費補助金 ①	その他 ②
円	円	円	円

3. 収支精算書

(1) 収入の部

区分	精算額 円	予算額 円	備考
県補助金			
その他			
合計			

(2) 支出の部

区分	精算額 円	予算額 円	備考
合計			

4. 添付書類

(1) その他知事が必要と認める書類

第7号様式（第9条関係）

年度大分県きのこ生産資材高騰対策事業費補助金交付請求書

第 号
年 月 日

大分県知事 殿

（申請者）住所
氏名

（申請者が個人以外の場合、以下を記載）

担当者：

電話番号：

年 月 日付け 第 号で交付決定通知のあった 年度大分県きのこ生産資材高騰対策事業費補助金 円を精算払（概算払）の方法により交付されるよう、大分県きのこ生産資材高騰対策事業費補助金交付要綱第9条の規定により請求します。

記

補助金 交付決定額	既受領額	今回請求額	残額	事業完了（予定） 年月日
円	円	円	円	

（振込先） ※補助金交付申請書に記載した内容から変更がない場合は省略可

金融機関名・支店名

口座種別

ふりがな

口座名義

口座番号

第8号様式（第10条関係）

年度大分県きのこ生産資材高騰対策事業費補助金の額の確定通知書

第 号
年 月 日

殿

大分県知事

年 月 日付け 第 号で提出のあった 年度大分県きのこ生産資材高騰対策事業実績報告書に基づき、年 月 日付け 第 号による交付決定通知に係る補助金の額 円については、金 円に確定したので、大分県きのこ生産資材高騰対策事業費補助金交付要綱第10条の規定により通知します。